○内閣府令第六十四号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）を実施するため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立等の報告）	（公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告）
第七十条　認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したとき（当該財産を公益信託の信託財産とする場合にあっては、当該財産を当該公益信託の信託財産とすることとなったとき）は、取消し等の日から三月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。	**第七十条**　認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したときは、取消し等の日から三月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。
［２・３　略］	［２・３　同上］